

山陽小野田市農業委員会

第21回

総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月11日午後1時30分から午後1時55分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	3	村 上 俊 治
会長職務代理者	1 4	松 村 孝 子
委 員	1	齊 藤 勇
	2	梶 田 智 志
	4	眞 鍋 喜久夫
	6	二 井 一 夫
	7	重 永 達 記
	8	山 本 シゲ子
	9	田 中 覺
	1 0	五十嵐 奨
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	森 田 祐 三

4. 欠席委員

	5	前 島 昭 博
	1 1	辻 村 勝 好

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第87号 農地法第3条 権利の移動

議案第88号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第89号 農用地利用集積計画について

議案第90号 農用地利用集積計画について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第21回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員は前島委員と辻村委員です。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 総会では申請人の住所、氏名、土地の表示などの個人情報に関わる事項については、議案説明において読み上げませんので、よろしくお願ひします。本日の議事録署名委員は1番齊藤委員と2番梶田委員に願ひします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第87号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第3条の許可申請は3件です。
- 議案第87号番号33について議案書をもとに説明いたします。議案書1ページをご覧ください。譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は畑、面積は1,304㎡です。位置図は2ページ、公図は3ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇から〇へ〇〇kmに位置する農用地外の農地です。譲受人の耕作面積は8,252㎡で、自作です。権利設定等の事由は、高齢により耕作が困難となり農業経営規模を縮小したい譲渡人の要望に、農地の荒廃を防ぐため農業経営規模を拡大したい譲受人が応じたものです。譲受後は野菜を栽培する予定です。贈与による所有権の移転となっております。本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。なお、報告に当たっては、個人情報保護の観点から個人名などは使わず、譲渡人、譲受人等で表現してください。本日は現地調査報告予定の辻村委員が欠席のため二井委員に報告していただきますので、願ひします。
- 6番 現地の報告をさせていただきます。現地の位置につきましては、先ほど事務局から説明がありましたので、省略します。3月5日に事務局2名と辻村委員、私の4人で現地調査を行いました。周辺の状況は、北側と東側、南側の3面が畑地で保全管理中でした。西側は宅地と道路となっております。申請地の状況は保全管理中の一部畑となっていました。譲渡人は孫で後継者である譲受人に譲渡するようです。以上で現地報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。

(挙手あり)
どうぞ。

9番
局長 通作距離はどれくらいですか。
図面を見ていただければわかると思いますが、住居は申請地に隣接して
います。

9番
議長 わかりました。
他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第
87号番号33に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)
全員賛成により承認といたします。
次に番号34について事務局の説明を求めます。

局長 議案第87号番号34について議案書をもとに説明いたします。
議案書1ページをご覧ください。譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議
案書記載のとおりです。地目は田、面積は2,299㎡です。位置図は4ペー
ジ、公図は5ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇から〇へ約〇〇k
mに位置する農用地外の農地です。譲受人の耕作面積は12,328㎡で、自
作及び農事組合法人への特定貸付です。権利設定等の事由は、非農家で農
地の維持管理が困難なため農地を譲渡したい譲渡人の要望に、農業経営規
模を拡大したい譲受人が応じたものです。譲受後は水稻を栽培する予定で
す。売買による所有権の移転となっております。本件は農地法第3条第2
項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

6番 現地調査報告をさせていただきます。申請地の位置につきましては事務
局から説明がありましたので、省略させていただきます。申請地は〇〇〇
〇〇と〇〇〇〇〇は農道を挟んで隣接しています。周辺の状況は東側が美
祢線で他は〇〇〇〇〇の南側と〇〇〇〇〇の西側の水道用地を除いて全て
農地でした。申請地の状況は2筆とも去年の水稻耕作の跡がありました。
南側の〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さんが購入するとのことです。以上のこと
から特に問題となる事項はありませんでした。これで報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。
(挙手あり)
どうぞ。

8番
局長 参考までに、こちらの売買価格はいくらになりますか。
1㎡あたり900円です。

8番
議長 ありがとうございます。わかりました。
他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第
87号番号34に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認といたします。次に番号35について事務局の説明を求めます。

局長 議案第87号番号35について議案書をもとに説明いたします。議案書1ページをご覧ください。譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は2,364㎡です。位置図は6ページ、公図は7ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmに位置する農用地内の農地です。譲受人の耕作面積は27,244㎡で、自作です。権利設定等の事由は、農業経営規模を拡大したい譲受人の要望に、遠隔地に居住し農地の維持管理が困難となった譲渡人が応じたものです。譲受後は水稻を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

6番 現地の位置につきましては先ほど事務局から説明がありましたので省略させていただきます。周辺の状況は〇〇〇〇〇〇の南側に市道があり、そのほかは全て農地となっています。周辺の農地は全て耕作中か保全管理中で荒廃地はありませんでした。申請地の状況は〇〇〇〇〇〇が保全管理中で〇〇〇〇は草地となっていました。〇〇〇〇〇の進入路は南側の市道からで、〇〇〇〇は西側の国道190号線側から進入します。譲受人は南側の農地の所有者です。以上のことから特に問題はないと思います。これで終わります。

議長 何か質問はありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第37号番号35に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認といたします。

次に議案第88号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第5条の許可申請は2件です。

議案第88号番号84について議案書をもとに説明いたします。議案書8ページをご覧ください。譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。地目は田、面積は176㎡です。位置図は9ページ、公図は10ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇から〇〇へ約〇〇kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。申請の理由は、現在、借家に居住しているが、祖父の隣地に自己用住宅を建設するため、宅地造成を行いたい譲受人の要望に、高齢のため申請地での畑作を中止したい譲渡人が応じたものです。契約の種別は、贈与による所有権の移転となっております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えら

地への進入路の位置は、図面南側の工場用地から進入します。周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。境界は既設構造物や畦畔等で確認しました。以上のことから特に問題ないと思います。これで終わります。

議長 何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

9番 先ほど事務局から説明が高齢で耕作が困難との説明がありましたが、貸して現況に戻った後はどうするのか。

局長 貸人は高齢で農業後継者も居ないとのことで耕作をするのが困難な状態であるため保全管理をしている状態となります。また、〇〇〇〇〇が仮登記をしているため、いずれ農地法第5条で転用して所有権を移すのではないかと思います。

9番 農業の振興を図るか、産業の振興を図るかで天秤にかけたときに産業の振興を図った方がいいという事ですね。高齢で耕作ができないのならば、何らかの形で売却して産業の振興を図る方がいいという事ですね。

局長 今田中委員がおっしゃった通りなのですが、ここはあくまでも、農業振興地域の農用地区域内農地ですので、当然農業を振興するべきではありますが、隣接地に大規模な工場がありますのでその工場敷地拡張を今後図っていくということですので、都市計画課の用途地域の見直しも平成31年度にあることから、その点も配慮して農業振興地域整備計画の見直しを行うようになると思います。

9番 農地を守るのも大事だが地方創世の時代で、農地だけを守るのではどうしようもならない。就職地がなく、雇用の確保ができない。農振地域の見直しはした方がいいと思います。特に小野田地区はおかしいところが多々あると思います。

議長 今の発言について回答は必要ですか。

9番 必要ありません。具申しただけです。

議長 では、他に質問はありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第88号番号85に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認といたします。次に報告第43号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 今月の農地法第18条第6項の規定による通知は番号109の1件で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。無いようでしたら報告第43号及びの審議を終わります。次に、議案第89号「農用地利用集積計画(案)」について、事務局の説明を求めます。

- 局長 議案第89号 農用地利用集積計画(案)について説明します。
山陽小野田市長から平成31年 2月27日付けで農用地利用集積計画(案)の決定を求められております。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は整理番号31番から40番までの10件、16筆、24,178㎡でございます。ご審議の程お願いします。
- 議長 質問はありませんか。無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第89号は承認とします。
次に議案第90号「農用地利用配分計画(案)」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第90号「農用地利用配分計画(案)」について説明します。山陽小野田市長から平成31年 2月27日付で農用地利用配分計画(案)の決定を求められております。今月の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による案件は、整理番号1の1件、2筆、5,052㎡でございます。ご審議の程お願いします。
- 議長 質問はありませんか。無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第90号については承認とします。
以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。
- 局長 次回の現地調査は、4月4日(木)9時から、松村委員、五十嵐委員でお願いします。第22回総会は、4月10日(水)13時30分からで、会場は保健センター集団指導室で行います。
- 議長 以上をもちまして、第21回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。
(起立、礼)
お疲れ様でした。

午後 1時 55分 閉会

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
1 番委員

議事録署名委員
2 番委員